

ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ

令和03年12月に処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代の自己負担額の軽減可能な金額は、

およそ700円が見込まれます。

※ 試算はお薬代のみを対象としています。実際にお支払いになる金額には、薬の調剤等に要する費用が含まれています。ジェネリック医薬品に変わっても、実際の支払い金額は変わらないこともあります。

明細

この明細は、令和03年12月のお薬の処方実績に基づき、処方された医薬品(先発医薬品)をジェネリック医薬品に切り替えることで軽減できる自己負担額を試算し、ご紹介しています。

令和03年12月に処方されたお薬					ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減可能な金額 (※3)
先発医薬品名(※2)	薬の単価	数量	単位	お薬代(※1) 1割負担の額	
薬局					
イーケプラドライシロップ50%	223.3	56	g	1,250	700
合計				1,250	700

※1 試算はお薬代のみを対象としています。実際に薬局へお支払いになる金額には、お薬代以外に技術料、指導料などが含まれています。なお、国や市町村から医療費助成を受けている場合には、実際の支払い金額と異なる場合があります。

※2 本明細書には、ジェネリック医薬品が存在する先発医薬品(医師の指示により変更できないお薬も含む。)を載せています。なお、軽減できる金額の大きいお薬から記載しており、多くのお薬を処方されている場合は、本明細書に記載しきれない場合があります。

※3 ジェネリック医薬品は1つの先発医薬品に対して複数存在するため、実際の軽減額にも幅がありますのであくまでも目安としてご覧ください。

注1 先発医薬品とジェネリック医薬品とは主成分が同一ですが、使用できる病気(効能)が異なるなどの理由で切り替えることができない場合があります。

注2 同じ医薬品(先発医薬品やジェネリック医薬品)であっても、個人によって効き方や副作用などは異なる場合がありますので、医薬品に関する詳しい内容は医師または薬局の薬剤師にご相談ください。